

市第141号議案 中区南本牧所在市有土地の処分

1 要 旨

平成23年に港湾法が改正され、国際コンテナ戦略港湾の国際海上貨物網の拠点となる荷さばき地を国が整備し、低廉な価格で港湾運営会社に貸し付けることが可能となりました。

南本牧ふ頭では、我が国を代表する最新鋭のMC-3コンテナターミナルの荷さばき地整備にあたり、平成24年度からこの制度を導入し、整備に必要な市有土地を国に順次売却してきました。

このたび、荷さばき地を拡張するにあっても、引き続きこの制度によることとし、市有土地を国に売り払います。

2 市有土地の概要

所 在	中区南本牧7番の1及び8番の一部
地 目	宅地
地 積	58,918.07平方メートル
単 価	109,500円/平方メートル
金 額	6,451,528,665円

3 処分の相手先及び利用用途

(1) 処分の相手先

国（国土交通省関東地方整備局）

(2) 利用用途

コンテナターミナルの荷さばき地

【参考】南本牧ふ頭MC-3関連市有土地の処分状況

